

全国森林環境税創設促進議員連盟規約

平成 6 年 10 月 7 日
連盟規約第 1 号

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、全国森林環境税創設促進議員連盟と称する。

第 2 条 本会の事務所は、会長の定めるところにおく。

第 3 条 本会は、森林環境税の創設に賛同する市町村議会及び議員をもって組織する。

第 4 条 本会は、森林のもつ公益的な機能と役割を広く国民に訴え森林環境税創設の早期実現をめざすとともに、関係市町村の振興を図ることを目的とする。

第 5 条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 調査・研究に関する事項
- (2) 陳情・請願に必要な事項
- (3) その他本会の目的に必要な事項

第 2 章 会 員

第 6 条 本会に加入しようとするものは、加入申し込み書を会長宛に提出し、会長の承認を得るものとする。

第 7 条 本会を脱会しようとするものは、脱会届を提出しなければならない。

第 3 章 機 関

第 1 節 役 員

第 8 条 本会に次の役員をおく。選出は役員選出規定による。

会 長	1 名
副会長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

第 9 条 役員は、総会において選任する。

2 役員に欠員が生じたときは、役員会において選任する。

3 前項の規定により新たに選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第 2 項の役員の候補者は、欠員となった役員の所属する議会から選出するものとする。ただし、各ブロックにおいて選出した場合は、当該各ブロックから選出された者を候補者とする。

第 10 条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときはその職務を代行する。

3 理事は、本会の重要事項を審議する。

4 監事は、会務の執行及び会計の適否を監査する。

第 11 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再選は妨げない。

2 役員は、その任期が満了したときにおいても後任者が選任されるまでの間、その職務を行う。

第 2 節 総 会

第 12 条 総会は、定期総会及び臨時総会の 2 種類とする。

2 定期総会は、年 1 回これを招集する。

3 臨時総会は、役員会で必要と認められた時これを招集する。

第 13 条 総会に附議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 当年度の活動計画及び収入支出予算
- (3) 前年度の収入支出決算報告

(4) その他役員会で重要と認めた事項

- 2 前項第2号に規定する当年度の活動計画若しくは収入支出予算に補正（以下この項において「予算等の補正」という。）が必要な場合で総会を開く暇がない場合の予算等の補正については、会長が役員会に諮って補正することができる。その場合の補正については、次の総会で承認を得るものとする。

第14条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第15条 総会は会長が招集し、議長は会長が指名する。

第3節 役員会

第16条 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第17条 役員会の議事は、書面審議をもってこれに代えることができる。

第18条 役員会の招集者及び議長には、会長がこれにあたる。

第18条の2 役員会にブロック会議をおく。

- 2 ブロック会議は、役員会に意見を述べ、議事を提出することができる。

- 3 ブロック会議の議長には、会長及び副会長があたる。

第4節 専門委員会及び顧問

第19条 本会に必要な事項を調査するため、常設又は臨時の専門委員会をおくことができる。

- 2 専門委員会委員は、役員及び学識経験を有する者のうちから、役員会に諮って会長がこれを委嘱する。

第20条 本会に顧問若干名をおくことができる。

- 2 顧問には学識経験を有する者のうちから、役員会に諮って会長がこれを委嘱する。

- 3 顧問は、役員会の諮問に応じ、意見を開陳するものとする。

第5節 幹事

第21条 本会に幹事をおき、この会の事務処理にあたる。

- 2 幹事は、会長が指名するものとする。

第4章 会計

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第23条 本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。

- (1) 会員の分担金（会費）
- (2) 有志の寄付金
- (3) 雑収入

- 2 前項第1号会員の分担金額は、総会において決める。

- 3 会長は、支出金の支出に充てるため、一時借入金の借入れを必要と認めるときは、一時借入金の額、借入先、借入期間及び利率を定めて金融機関から借入れることができるものとする。ただし、一時借入金を必要としなくなったときは、速やかに返納しなければならない。

第5章 雑則

第24条 本会則に規定するもののほか、会務執行に関する事項は役員会の決議でこれを決める。

附 則

この規約は、平成6年10月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成 15 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 16 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 7 月 14 日から施行し、改正後の議員連盟規約の規定は、平成 23 年 6 月 22 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 26 年 7 月 17 日から施行する。